

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

弘 前 市
板 柳 町

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と板柳町（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号ウに次のように加える。

(イ) 企業誘致活動の推進

a 取組の内容

地域の雇用確保及び経済の活性化を図るため、圏域市町村と立地に係る情報を共有し、圏域全体としての立地環境、魅力や強みを企業へ情報発信するなど、圏域一体となった企業誘致活動を展開する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

企業立地に係る圏域の情報を集約するとともに、圏域一体としての情報発信及び企業誘致のための取組を中心的に行う。

(b) 乙の役割

企業立地に係る情報を甲に提供するとともに、甲と連携して情報発信及び企業誘致のための取組を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 葛西憲之



乙 北津軽郡板柳町大字板柳字土井239番地3

板柳町

町長 館岡一郎

